

【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の対応について(その 148:コミュニティ隔離措置延長・変更(8月28日発表))

【ポイント】

●8月28日、フィリピン政府は、フィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置の延長・変更を発表しました。

【本文】

1 8月28日、フィリピン政府は、9月1日からのフィリピン各地におけるコミュニティ隔離措置を、以下のとおり延長・変更することを発表しました。

(1) 9月1日から9月7日まで「修正を加えた一般的なコミュニティ隔離措置(MGCQ)」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域(CAR) : イフガオ州、カリンガ州、アブラ州、ベンゲット州、マウンテン州
- ・地域1(イロコス地方) : ラ・ウニオン州、パンガシナン州、ダグバン市
- ・地域2(カガヤンバレー地域) : バタネス州
- ・地域3(中部ルソン地域) : アウロラ州、ヌエヴァ・エジハ州、パンパンガ州、サンバレス州、アンヘレス市、オロンガポ市
- ・地域4B(ミマロパ地域) : マリンドゥク州、オクシデンタル・ミンドロ州、オリエンタル・ミンドロ州、ロンブロン州、パラワン州
- ・地域5(ビコル地域) : アルバイ州、北カマリネス州、南カマリネス州、カタンドゥアネス州、マスバテ州、ソルソゴン州
- ・地域7(中部ビサヤ地域) : ボホール州、シキホール州
- ・地域8(東ビサヤ地域) : ビリラン州、レイテ州、南レイテ州、東サマール州、北サマール州、サマール州、オルモック市
- ・地域10(北ミンダナオ地域) : ブキドノン州、カミギン州、イリガン市、北ラナオ州、西ミサミス州
- ・バンサモロ自治地域(BARMM) : バシラン州、マギンダナオ州、スールー州、南ラナオ州、タウイタウィ州

(2) 9月1日から9月7日まで「一般的なコミュニティ隔離措置(GCQ)」を課す地域

- ・コルディリエラ行政区域(CAR) : バギオ市
- ・地域2(カガヤンバレー地域) : サンティアゴ市、キリノ州、イサベラ州、ヌエヴァ・ヴィスカヤ州
- ・地域3(中部ルソン地域) : タルラック州
- ・地域4B(ミマロパ地域) : プエルト・プリンセサ市
- ・地域6(西ビサヤ地域) : ギマラス州、西ネグロス州
- ・地域9(サンボアンガ半島地域) : サンボアンガ・シブガイ州、サンボアンガ市、北サンボアンガ州
- ・地域11(ダバオ地方) : 東ダバオ州、南ダバオ州
- ・地域12(ソクサージェン地域) : ジェネラル・サントス市、スルタン・クダラット州、サランガニ州、コタバト州、南コタバト州
- ・地域13(カラガ地方) : 北アグサン州、南アグサン州、北スリガオ州、南スリガオ州、ディナガット諸島
- ・バンサモロ自治地域(BARMM) : コタバト市

(3) 9月1日から9月7日まで「修正を加えた強化されたコミュニティ隔離措置 (MECQ)」を課す地域

- ・マニラ首都圏 (NCR)
- ・コルディリエラ行政区域 (CAR) : アパヤオ州
- ・地域1 (イロコス地方) : 北イロコス州
- ・地域3 (中部ルソン地域) : ブラカン州、バターン州
- ・地域4A (カラバルソン地域) : カヴィテ州、ルセナ市、リサル州、ラグナ州
- ・地域6 (西ビサヤ地域) : イロイロ市、イロイロ州、アクラン州
- ・地域7 (中部ビサヤ地域) : ラプラプ市、セブ市、マンダウエ市
- ・地域10 (北ミンダナオ地域) : カガヤン・デ・オロ市

(4) 9月1日から9月7日まで「制限が強化された一般的なコミュニティ隔離措置 (GCQ)」を課す地域

- ・地域1 (イロコス地方) : 南イロコス州
- ・地域2 (カガヤンバレー地域) : カガヤン州
- ・地域4A (カラバルソン地域) : ケソン州、バタンガス州
- ・地域5 (ビコル地域) : ナガ市
- ・地域6 (西ビサヤ地域) : アンティーケ州、バコロド市、カピズ州
- ・地域7 (中部ビサヤ地域) : セブ州、東ネグロス州
- ・地域9 (サンボアンガ半島地域) : 南サンボアンガ州
- ・地域10 (北ミンダナオ地域) : 東ミサミス州
- ・地域11 (ダバオ地方) : ダバオ市、北ダバオ州、西ダバオ州、ダバオ・デ・オロ州
- ・地域13 (カラガ地方) : ブトゥアン市

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制 (検査・検疫措置を含む。) 等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース (IATF) 決議第 135-A 号 (コミュニティ隔離措置の延長・変更等)

<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/08aug/20210826-IATF-135-A-RRD.pdf>

●大統領コミュニケーション・オペレーション・オフィス (PCOO) (マニラ首都圏は9月7日まで MECQ)

https://pcoo.gov.ph/news_releases/metro-manila-retains-mecq-status-until-september-7/

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●当館ホームページ (フィリピン国政府の発表・関連情報等 (フィリピンへの入国を予定の方へ))

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

(問い合わせ窓口)

○在フィリピン日本国大使館

住所 : 2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話 : (市外局番 02) 8551-5710

(邦人援護ホットライン) (市外局番 02) 8551-5786

FAX : (市外局番 02) 8551-5785

ホームページ : http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在セブ日本国総領事館

住所 : 7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話 : (市外局番 032) 231-7321

FAX : (市外局番 032) 231-6843

ホームページ : https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ダバオ日本国総領事館

住所 : 4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話 : (市外局番 082) 221-3100

FAX : (市外局番 082) 221-2176

ホームページ : https://www.davaoph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html